

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正

2 背景

水道事業及び下水道事業の決算において毎事業年度に生じた利益は、佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、減債積立金又は建設改良積立金を使用した額と営業外収益に計上した長期前受金の合算額までは資本金に組み入れることとし、組入れ後においてなお残額（以下「補填残額」という。）があるときは、減債積立金又は利益積立金に積み立てることとしております。

近年、上下水道部では大規模地震に耐えうる水道施設の構築を目指し、水道施設の耐震化を重点的に進めているところ、令和2年度決算の結果、建設改良積立金が大幅に減少しました。

そこで、減債積立金が企業債の額に達したときの補填残額の積立先を、利益積立金と併せて施設整備のために使用する建設改良積立金とすることにより利益の有効活用を図ることが必要と考えられます。

3 対応方針

- (1) 補填残額の積立先に建設改良積立金を追加します。
- (2) 補填残額の20分の1を下らない額を減債積立金に積み立てた後、利益の残額がある場合に当該利益の全部又は一部を建設改良積立金に積み立てることを可能とします。
- (3) 建設改良積立金の使用目的を明記します。
- (4) 条例の改正規定は、令和4年4月1日から施行します。

4 政策内容

水道事業及び下水道事業の決算における利益の処分として行う積立金への積立先に建設改良積立金を追加することで、積立金を施設整備に係る建設改良費の財源として、より有効に活用することができます。